

事務局案	所管省庁の意見
<p>【銀行券の発行、通貨及び金融の調節等】 業務を更に効率的かつ適正に実施する。このため、区分経理を行い、業務毎のコストの明確化等を図る。</p>	<p>業務を更に効率的かつ適正に実施するため、業務分野毎の経費を算出することにより、一層のコストの明確化を図ることとする。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【血液事業】 血液事業の新たな制度の検討に当たっては、制度上、業務独占させる仕組みとならないようにする。</p>	<p>献血の受入及び輸血用血液製剤の製造供給については、無償献血を前提としており、いわゆる経済原則に則った供給とは異なるものであること、また、昭和 39 年の閣議決定等の経緯を踏まえ、日本赤十字社において思想普及から採血に至る一貫した体制を現に構築していることから、今後も日本赤十字社が独占的に行っていくことが適当である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【漁船保険に係る再保険事業】 国の負担率を引き下げる。</p> <p>経常費補助金を廃止する。</p> <p>プレジャーボート任意保険について、民間において類似の事業が行われていることから廃止する。</p>	<p>保険料の補助率の引下げは、漁業経営が悪化している中、漁業者の負担増につながることから適当ではないが、保険料率については保険収支の実態を踏まえ、適正な見直しを図る。</p> <p>中央会に対する補助金は、国の再保険特別会計に蓄積された剰余金を負担者たる漁業者に還元することを目的としており、一般的な経費補助とは性格が異なるものではあるが、一部整理を検討する。</p> <p>本責任保険は、普及率の低い民間保険を補完し、漁業者が被る損害の補償を確保することを目的としており、プレジャーボート事故対策の強化が求められる中で廃止することは適当ではない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【漁業再共済事業】 経費の節減、共済掛金の引き上げ等、収支の抜本的改善策を講じ、国庫補助を削減する。</p>	<p>国庫補助の削減は、現在の厳しい事業収支の下では漁業者に過重な負担を転嫁することになり、漁業共済制度全体の健全な普及・発展を阻害するおそれがあるため適当ではないが、事業設計健全化のため、来年に制度改正を予定している。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>経常事務費に対する補助を廃止する。</p> <p>【中途脱退者及び解散基金加入者に係る年金給付事業等に係る資金の運用業務】 明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>	<p>厚生年金基金連合会は、厚生年金基金の中途脱退者や、解散基金加入者に対する年金給付の通算事業を行っているが、この年金給付には本来国が支給すべき厚生年金の代行部分が含まれており、連合会がその年金給付を確実に行うことができるよう事務費補助を行っているものであることから、当該補助金を廃止することは適当でない。</p> <p>明確な運用目標の設定、適切な事後評価の実施、運用管理・チェック体制の整備については、既に対応済み。情報の公開については、決算状況を加入者等に対し公開するなど、加入者の理解を得るよう努めているところであり、今後とも会員や加入者等の意見も聞きながら、ホームページ上での情報公開を進めるなど、必要な点について充実を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>経常事務費に対する補助を廃止する。</p> <p>【年金給付事業に係る資金の運用】 明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>	<p>石炭鉱業年金は、法律により石炭鉱業を行う事業所の事業主に加入を義務づけている公的な年金に準じた年金であるが、石炭事業の衰退により会員事業主が減少する中で、現在石炭鉱業を行っている事業主のみに事務費の拠出を求めることは困難であるため、その一部を補助しているものであり、当該補助金を廃止することは適当でない。</p> <p>明確な運用目標の設定、適切な事後評価の実施、運用管理・チェック体制の整備については、既に対応済み。 情報の公開については、決算状況を加入者等に対し公開するなど、加入者の理解を得るよう努めているところであり、今後とも適切な情報の公開に努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方公務員の公務上の災害に対する補償】 地方公務員の雇用主である各地方公共団体に業務を移管する。地方公共団体では保険の母体として小さいということであれば、災害認定は地方公共団体で行い、当該法人は給付のみを行う。認定の統一を図り、業務を一元化させることがどうしても必要であったとしても、国の関与を外し、地方公共団体が共同で行う業務とする。</p>	<p>地方公務員の災害補償は労災等と並ぶ社会保障制度の一環であり、雇用主でない公的機関が行うのが妥当。公務災害の認定は地域により差異があるべきでなく、認定事務の専門性、行革等の観点からも全国統一的・効率的かつ迅速に業務を遂行すべき。労災同様、地方公務員の災害補償についても全国を網羅する一元的な仕組みが必要。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【プログラム開発事業】 プログラム開発事業は最早幼稚産業ではないことから、特定プログラム開発事業を廃止する。その他のプログラム開発についても、厳格な外部評価を求めるとし、既に実施した事業についての事後評価結果が出るまでの間、新規の研究は凍結する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。なお、費消された国からの出資金について実態を公開する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>国の主導の下に実施しているものについては、国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発を実施している国、独立行政法人、大学研究機関、特殊法人等相互間あるいは研究開発を支援している特殊法人等相互間における研究領域や施策の類似性があるもの、民間においても実施できる研究開発については、事業や施策の統廃合や大括り化、民間移管、民間委託も含め、より効率的・効果的な実施方法を検討する。</p> <p>研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元の実況(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の実況)を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p>	<p>今後あらゆる分野でIT化が進展しソフトウェアが社会のインフラ的役割を果たしていくことを踏まえ、民間に委ねるのみでは十分な開発が期待できない重要なプログラム開発については、外部評価を得つつ、重点的に実施するようプログラム開発事業の見直しを検討。</p> <p>今後、御指摘の方向で検討したい。</p> <p>国からの出資によって行ってきたプログラム開発の成果については、これまでも外部機関による事業成果の評価を行ってきたが、今後も可能な範囲で計量的手法を用いつつ公開する。出資金の実態についても公開する。</p> <p>国として関与すべきプログラム開発に重点的に資源配分を図ることを検討。なお、個別のプログラム開発案件の採択を行うに当たっては、可能な限りオープンなプロセスを経て決定する仕組みを検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p> <p>民間あるいは大学等他の機関に委ねることでは十分な開発が期待できない事業を重点的に実施するため、見直しを検討。なお、その実施に当たっては民間及び大学等のポテンシャルを活用する等、より効率的・効果的な実施方法を検討。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(融資) 近年実績がなく、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>(債務保証) これまでの実績を活用し、プログラムの担保価値の評価手法を開発し、一般に公開する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>【情報処理関係普及事業】 可能な限り民間団体に業務を移管した上で、公共性の高いもの等真に必要な事業に特化して業務を縮小する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>これまで資金調達力が弱い中小企業を多く抱えるソフトウェア業界において、プログラム開発の量的支援の一助としての役割を果たしてきたところであるが、低金利の下、近年実績がないことも踏まえ見直しを検討する。</p> <p>ソフトウェアの担保評価については、既に検討に着手しており、評価手法が確立し次第、公開する。</p> <p>行政コスト計算に基づく財務諸表の作成等を行い、早期に公開する。</p> <p>債務保証事業を通じて得られたプログラム開発案件の評価手法については、既に検討に着手しており、今後公開するとともに、当該評価手法を踏まえて更に政策的に支援の必要性の高いソフトウェア開発への重点化を達成する。</p> <p>セキュリティ対策関連のための普及・啓発事業は、それ自体に収益性がなく民間における取り組みでは不十分なため行っているものであり、引き続き公共性の高いものに限定して業務を行う。</p> <p>御指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【預金保険業務・金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。</p> <p>金融再生、早期健全化業務等の特例業務が終了した後、業務及び組織のあり方について抜本的な見直しを行う。</p>	<p>これまでも事業が効率的かつ適正に実施されてきたところであるが、更に効率的かつ適正な実施に努めることは重要であるとする。</p> <p>預金保険機構の業務については、改正預金保険法において、種々の見直しが行われているところ。また金融再生法に基づく金融機関からの資産買取り業務についても16年3月31日まで延長されたほか、いわゆる「骨太の方針」においてRCC（預保の子会社）の機能強化が盛り込まれたところ。</p> <p>組織についても、これらの措置の実施状況等を踏まえつつ、適時適切に所要の見直しを行っていくことが必要。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【新漁場漁業生産調査等】 民間法人に業務を移管する。</p>	<p>開発センターの事業は、漁業者団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難な新漁業生産方式の確立や新たな漁場の開発等を目的とした事業であり、公益性が高く、洋上における専門的調査能力を要し、多大のリスクを伴うものであるため、漁業者団体等の民間法人では実施できないものであり、業務の民間法人への移管は困難である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【公園事業】 事業を更に効率的かつ適正に実施するため、一層の事務処理の合理化及びコストの削減を図るとともに、国の関与が乏しくなっていると認められることから、民間事業化（財団法人による運営）又は大阪府へ有償で移管する。</p> <p>【基金事業】 事業を適正に実施するため、交付手続きの透明性を確保するとともに、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p>	<p>事業を更に効率的かつ適正に実施するため、一層の事務処理の合理化及びコストの削減を図ることについては、同意見である。 ただし、万国博覧会跡地を一体として保有し、文化公園として整備・運営を行い、同博覧会の成功を記念するという事業目的を確保するため、引き続き国が関与した、新たな財政負担を伴わない現在の経営形態を維持する必要があるとあり、民間事業化（財団法人による運営）又は大阪府へ移管することは適当でない。</p> <p>事務局の見直し案に同意見である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【海洋・気候変動観測、海洋生態系探査、海底地殻変動研究等】 海洋科学技術政策全体の中で、本法人及び独立行政法人、国の研究機関等の位置付け、役割を明確にした上で、国が各研究機関に対して具体的な目標を設定する。</p> <p>東京大学海洋研究所及び国立極地研究所における研究・観測調査と重複し又は類似する調査・研究については、統合する。また、地球シミュレータ業務は、気象研究所等の機関に移管する。</p> <p>機関評価、研究課題評価に加えて、施設設備を設置する際には施設設備の評価が必要であることから、特に巨額の国費を投入して整備される施設設備については、導入時の費用対効果分析に係る情報の公開を行う。</p> <p>研究施設の利用から生じる収益の還元を公表する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<p>海洋科学技術分野では、国が基本的な計画（科学技術基本計画、地球科学技術に関する研究開発基本計画、海洋開発審議会答申等）を策定。海洋科学技術センターでは、これらを踏まえ、長期事業計画等を作成。今後、国や科学技術・学術審議会において、より具体的な目標提示についても検討。</p> <p>センターと東京大学海洋研究所との間では、海洋観測の計画策定等において研究者間で情報交換し、観測に重複が無いよう調整を実施。また、センターでは南極観測事業は行っていないので、国立極地研究所との事業の重複は無い。しかしながら、今後可能な限り両機関の連携に取り組む。</p> <p>地球シミュレータは、海洋・地球変動現象の研究に利用することを目的として開発されたものであり、地球変動研究を専門とする有数の研究者を抱えるセンターが同業務を実施することが適当。</p> <p>巨額の国費を投入して整備する施設設備機器について、導入時の評価として、費用対効果を分析し、その結果の公開を行う方針については、積極的に取り組む。なお、現段階において、研究開発に係る費用対効果を適正に分析するための明確な指標が無いことから、費用対効果の分析手法を検討。</p> <p>施設利用の収益還元の現状については、国における情報の公開等指針に従って公表。</p> <p>研究開発の成果が技術の進歩等を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから、出資金で行うことが最も適切。</p> <p>なお、総合科学技術会議等の計画に沿って研究開発を進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【受託事業】 地方公共団体が共同して行う事業とするか、又は民間事業化する。</p> <p>【下水汚泥広域処理事業】 廃止する。これに伴い既設の処理施設については、地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管する。</p> <p>【下水道に関する技術開発】 地方公共団体が共同して行う事業とするか、又は民間事業化する。</p> <p>【研修・技術検定（技術開発研修本部）】 地方公共団体が共同して行う事業とするか、又は民間事業化する。</p>	<p>人口5万未満の中小市町村の普及率は24%と低く、ナショナルミニマムの確保のため、合併浄化槽等他の汚水処理施設との役割分担を図りつつ下水道整備を急ぐ必要がある。こうした中小市町村へと整備の中心が移行している近年では、新規着手市町村の約8割が事業団に委託している。事業団は、国と先進的な公共団体の協力により運営されているが、地方公共団体の共同事業化は、先進的な公共団体のみが一方向的に支援する側となるので、円滑な協力体制を築くことが出来なくなる。また、事業団は発注者側である公共団体の業務を代行するものであり、民間事業者の果たし得ない役割を担っている。以上のことから、国と先進的な公共団体が協力して、技術力の低い中小市町村を支援する仕組みが必要である。</p> <p>新規箇所には着手しない。継続中の箇所については、事業の要請団体である地元地方公共団体の意向も踏まえつつ、移管を含めた確な対応を検討する。</p> <p>受託事業の現場のニーズの把握と、開発された技術を現場へフィードバックするという双方向の過程を経て行われており、約9割の処理場で成果が生かされている。今後とも受託事業と一体として行うことが必要である。</p> <p>受託事業等の現場経験を最大限に生かした実践的な研修であり、今後とも受託事業と一体として継続することが必要である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【貯金保険業務、金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。</p> <p>預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織のあり方について抜本的見直しを行う。</p>	<p>農漁協系統金融のセーフティーネットとして、業務を適切に実施する。</p> <p>一般金融機関のセーフティーネットである預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織の在り方について見直しを行う。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【療護センター】 診療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>平成13年度中を目途に千葉療護センターの委託先を選定することにより、全ての療護センターについて業務の民間委託化を図る。</p> <p>【自動車アセスメント情報提供事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【交通遺児融資】 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを構築する。</p>	<p>指摘のとおり対処。</p> <p>指摘のとおり対処。</p> <p>指摘のとおり対処。</p> <p>指摘のとおり対処。</p> <p>指摘のとおり対処。</p>
	<p>自動車事故対策センターについては、特別タスクフォース()において事業の業績評価や見直しを自主的な取り組みとして進めており、上記の他事務局の指摘のない事項についても、タスクフォースによる見直し作業の結果を踏まえて、自主的に適切に対処。 自主的に事業の見直しを進めるため、13年3月、民間コンサルタント、公認会計士、医師、弁護士などの外部第三者メンバーで発足。</p> <p>座長 西崎 哲郎 行革700人委員会世話人、自賠責懇談会座長</p> <p>委員 目黒 克己 社会福祉法人恩賜財団済生会常任理事 榎谷 隆夫 公認会計士・税理士、日本公認会計士協会理事 (行革断行評議会委員、政策評価・独立行政法人評価委員会委員)</p> <p>塩崎 勤 弁護士 (桐蔭横浜大学法学部教授、元東京高裁判事、 (社)民事法情報センター理事)</p> <p>水上耕一郎 (株)野村総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 社会システムコンサルティング二部長</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【経済社会・国民生活に係る政策研究】 他の政策研究機関等が行っている政策研究と統合する。</p> <p>外部資金や外部の研究者の導入等を図ることにより、研究の質の向上を図る。</p> <p>【研究助成事業】 他の研究助成機関が行っている研究助成事業と統合する。</p> <p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 助成先及び助成額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>【研究公開・出版事業】 政策研究・研究助成事業と併せ、他の機関の事業と統合する。</p>	<p>総合研究開発機構（NIRA）は、特別法に基づき民間の発起により設立され、経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して総合的な研究開発を実施する政策研究機関であり、運営の一層の効率化を図りつつ、その機能の充実に資するため、特定政策目的に基づき設立された他の政策研究機関が行っている総合的な政策研究であれば、これを統合することの可能性を検討することとする。</p> <p>NIRA は、これまで共同研究等の実施による外部資金の活用や客員研究員等内外の研究者の活用を図ってきたところであり、今後、更なる導入等に努め、より一層の研究の質の向上を図る。</p> <p>NIRA の研究助成事業は、我が国のシンクタンクの発展のためには、公共的シンクタンクと民間シンクタンクが、その機能を相互に補完しながら発展していくことが望ましいことから、民間シンクタンクの育成を積極的に推進する必要があるとの考え方の下で、実施されているものである。こうした性格を有する助成事業は、他の機関では見られないため、NIRA の研究助成事業を統合の対象とすることは、相応しくない。</p> <p>我が国では、地方のシンクタンクは質、量ともに低迷しているのが実態であり、NIRA の研究助成事業の目的である民間シンクタンクの健全な育成が、地方においても達成された場合には、研究助成事業を終了することとする。</p> <p>NIRA 決算報告書等により、助成先及び助成額等については公表しているところであり、今後、これらを含めより積極的な情報開示を行う。</p> <p>政策研究と併せ、運営の一層の効率化を図りつつ、他の機関の事業を統合する可能性を検討することとする。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【研究情報事業】 政策研究・研究助成事業と併せ、他の機関の事業と統合する。</p>	<p>政策研究と併せ、運営の一層の効率化を図りつつ、他の機関の事業を統合する可能性を検討することとする。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【交通事故及び運転経歴証明業務】 政府出資金の返還など国の関与を見直す。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【通知業務】 政府出資金の返還など国の関与を見直す。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【安全運転研修（安全運転中央研修所）】 政府出資金の返還など国の関与を見直す。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>国の関与の見直しについて（すべての業務） 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）の行う、交通事故証明業務、運転経歴証明業務、通知業務、安全運転研修及び調査研究の各業務は、安全運転の励行による交通事故の防止や交通事故被害者の救済のため行われるものであり、高い公益性を有している。また、センターの各業務は相互に密接な関係にあるため、センターの有する知見・情報・施設等の資源を最大限効率的に活用することができ、センターの目的達成が図られている。</p> <p>仮に政府出資金の返還などを行うと、センター全体の業務運営に著しい支障が生じる。交通安全に大きく寄与しているセンターの各業務は、いずれを欠いても我が国の現在の交通安全水準の向上を図ることができないばかりか維持することすら困難となる。また、これを警察自ら行うことは、現行の警察の体制・人員の下では困難であり、他方、これらの業務が民間企業によって提供されることも期待できない。</p> <p>現在、交通事故発生件数及び負傷者数が過去最悪を更新し続けており、このような厳しい交通情勢にかんがみると、センターについては、政府出資金などの国の関与を維持することが必要であると考えるが、業務の効率化についてはさらに積極的に検討を進めたい。</p> <p>外部評価の実施について （交通事故及び運転経歴証明業務、通知業務、安全運転研修） 行政機関における政策評価や独立行政法人の業務の実績の評価などを参考にしつつ、検討を進め、実施する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【安全運転・交通事故防止に関する調査研究】 政府出資金の返還など国の関与を見直す。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>外部評価の実施について（調査研究業務） 厳格な外部評価の実施及び評価結果の反映については、他の調査研究機関の例も参考にしつつ検討を進め、実施する。また、調査研究の成果は、既に広く公表しているところであるが、今後はさらに、外部評価の内容の適切な情報提供についても取組みを進める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【野菜価格安定事業】 事業全般の意義について、明確化が必要。特に、指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業事業者の費用負担の引上げ、事業対象を真に必要なものに絞り込むこと等により国庫支出を削減する。</p> <p>野菜売買保管等事業 輸入の増大等社会情勢の変化に伴い、事業存続の必要性が乏しくなったことから廃止する。</p> <p>保管施設 東京地区の施設を廃止し大阪地区にしか保管施設がなく、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する事業に適用する。) 国の国庫債務負担行為の拡大により、国庫支出の削減が可能か検討する。</p> <p>費用対効果の分析・公表を行う。</p>	<p>近年、輸入野菜の急増等に伴い、野菜農家の経営が厳しさを増している状況の中で、国内の構造改革を進めつつ、国際的な競争にも対抗できる産地を確立していくためには、野菜政策の根幹をなす本事業の拡充強化を図ることが不可欠である。このように、制度の必要性からみて、一概に事業者の費用負担の引き上げ、対象の絞り込みを行うことは適切ではない。</p> <p>野菜売買保管等事業は、価格高騰時の安定供給の機能を有してきているが、野菜の生産・流通の変化に対応した事業全般の見直しの中でそのあり方等について検討する。</p> <p>保管施設は、価格高騰時に備える調整保管の機能を有してきているが、野菜の生産・流通の変化に対応した事業全般の見直しの中でそのあり方等について検討する。</p> <p>本事業の拡充強化を図る中で、国の国庫債務負担行為の拡大により、国庫支出の効率的活用が可能か否かにつき検討する。</p> <p>今後、適切な費用対効果の分析・公表を行う。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【海上防災訓練（防災訓練所、消防演習場）】 果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【国際協力業務】 中央省庁等改革基本法を踏まえ、他の法人に事業を移管する。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【海上防災措置に関する技術に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>本訓練業務は、国際条約や最近の事故の状況等に対応して、関係者の技能向上を目的に実施しているものであり、指摘のとおり、その役割を踏まえ、重点的な業務の遂行に努めていく。また、今後も、指摘のとおり、外部の有識者による業務の評価を行う等厳格な評価を行うとともに、評価の内容を広く国民に情報提供するよう努めていく。</p> <p>海外の研修生を受け入れ、センターの訓練施設等で海上防災に関する研修を行う業務で、このようなノウハウ及び施設を有する法人はセンター以外にはない。事業を移管しても、当該法人が施設を新設するか、センターに研修を委託することとなり、かえって行政のコストが増大することになりかねない。したがって、引き続きセンターにおいて実施することが効率的であり、事業の簡素化・効率化を目指す基本法の趣旨にも合致するものである。</p> <p>センターにおいて指摘のとおり対処。なお、現在も外部の有識者による業務の評価を行っており、今後も指摘を踏まえ、厳格な評価を行うとともに、評価の内容をより広く国民に情報提供するよう努めていく。</p> <p>指摘のとおり対処（本業務は、海上防災に関する専門的研究機関として、多くの成果を上げており、その内容を積極的に公開している。現在も外部の有識者による業務の評価を行っており、その結果を今後の進め方に反映させている。今後も、厳格な評価を行うとともに、研究成果と評価の内容を、より広く国民に提供できるよう努めていく。）。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【障害者職業訓練（障害者職業能力開発校、障害者職業センター）】 障害者職業能力開発校については、全面的な民間委託化など、委託の拡大。</p> <p>障害者職業センターにおける職業リハビリについては、目標を設定した上で、厳格な外部評価を実施する。</p> <p>【障害者雇用率を超過して障害者を雇用する事業主に対する調整金給付】 具体的な政策目標の設定を行った上で、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>【障害者雇用に関する事業主への助成金支給】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後は助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>【国際協力業務（途上国に対する職業リハビリテーション分野技術協力）】 業務の効率的実施を図るため、他の国際協力を専門に行う法人に業務移管を行う。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>障害者職業能力開発校の運営については、職業リハビリテーションに関する高度な専門性を有する我が国唯一の団体である日本障害者雇用促進協会に引き続き運営させることが適当である。</p> <p>なお、機動的な訓練の実施にあたっては、今後とも受講者や企業のニーズにあった外部講師の活用等の適切な措置を講じていくことを検討する。</p> <p>障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループによる就労、在宅就労等雇用以外の様々な形での就労も念頭に置きつつ、目標の設定、評価方法等について検討を行った上で、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入する。</p> <p>障害者雇用調整金は、障害者雇用率制度を通じ、事業主が共同して障害者の雇用促進を図るべきとの社会連帯責任の理念の下、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担を調整するものである。したがって、すべての事業主が障害者雇用率を達成し、事業主間の経済的負担を調整する必要がなくなるまで、当該助成措置の必要性は変わらない。</p> <p>障害者雇用納付金制度は、障害者雇用率制度を通じ、事業主が共同して障害者の雇用促進を図るべきとの社会連帯責任の理念の下、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担を調整するものであり、その制度の趣旨から、すべての事業主が障害者雇用率を達成すれば、財源がなくなり助成措置を終了する仕組みが担保されている。このため、改めて、当該助成措置を終了する仕組みについて定めることは適当でない。</p> <p>我が国においてこのような業務を担うことができるのは、職業リハビリテーションに関する専門性を有する我が国唯一の団体である日本障害者雇用促進協会だけであるため、協会が自ら実施することが効率的である。また、他法人に業務移管を行った場合には、協会のように官民間われないきめ細かな国際協力を行うことが困難になる可能性も高い。</p> <p>評価指標については、客観的な指標の設定や事業実績の数値化が困難な場合も想定されるため、質的な評価指標についても併せて検討を行った上で、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入することとし、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【通関情報処理システムの管理運営】 システム開発について競争入札の範囲を拡大する等、業務の実施について更なる効率化・適正化を図る。</p>	<p>通関情報処理センターの業務の実施については、これまでも、効率化・適正化が図られるよう努めてきたところであるが、今後とも、更なる効率化・適正化が図られるよう努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【高度通信・放送研究開発、電気通信システム共同開発事業等】 関係省庁から出資や業務委託を受け、通信・放送技術と公共分野における技術の研究開発を一体的に実施する電気通信システム共同開発事業については、基礎的な要素技術を統合するなど、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なもの以外は廃止し、民間に移管する。</p> <p>効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究成果等から生じる収益の還元の実況（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の実況）を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p>	<p>電気通信システム共同開発事業は、電子政府・電子自治体等、高度情報通信ネットワーク社会の形成に貢献するものであり、その研究開発プロジェクトについては、従来から、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なものを実施しており、今後も適正に実施していく。</p> <p>通信・放送機構は通信・放送分野の基礎研究と応用研究の橋渡しのための先導的研究開発を行っている。通信・放送分野の研究開発については、高度な専門性に基づく研究評価・管理を行いつつ、当該分野を所管する総務省の政策と一体となって実施していく必要がある。インターネットの急速な普及に見られるように、当該分野は技術革新が急速に進む分野であり、国の政策も技術動向に伴い柔軟な対応が求められるため、単一の業務として他の業務と合わせて画一的に実施するよりも、適切に業務を区分し、迅速・的確に対応することが効率的・効果的である。</p> <p>通信・放送機構に対してできる限り具体的な達成目標を設定する。</p> <p>これまでも、積極的に外部評価を実施してきたところであるが、さらに質の高い研究開発の実施のため、研究開発に関する評価手法、評価結果の反映の在り方、国民への情報提供の在り方等について、情報通信審議会において審議頂いているところ。その結果を今後機構が実施する研究開発に適用し、さらに適切な評価を実施していく予定。</p> <p>補助金制度は将来の予算規模や執行手続などの面で研究開発の資金としては課題があり、補助金等に置き換える場合には、国として推進すべき研究開発が円滑に行われる形（定額（全額）補助、年度当初からの執行が可能等々）とすることが必要である。</p> <p>国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>一般会計からの資金で実施する高度通信・放送研究開発、電気通信システム共同開発事業等は、収益の還元を目的とした事業ではない。産投出資を受けて行う研究開発については、基盤技術研究促進センターの廃止に伴い平成13年度に新たに開始するものであって、収益の可能性を向上させるための見直しを行ったばかりである。なお、その収益の還元の現況については公表する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による研究開発業務は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等を除き、廃止する。</p> <p>【研究開発基盤施設整備、研究成果展開事業】 研究成果展開事業については、基礎的な要素技術を統合するなど、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なもの以外は廃止し、民間に移管する。</p> <p>国が具体的な達成目標を設定するとともに、研究課題の設定、研究実施体制、研究成果について厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分に反映させる。また、研究成果や評価結果を国民にわかりやすく情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>研究成果等から生じる収益の還元の実況（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の実況）を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による研究開発業務は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等を除き、廃止する。</p> <p>【通信・放送事業者に対する助成等】 実績がない又は少ない事業や政策目標の達成度が低い事業は、廃止し、より効率的・効果的な施策に転換する。特に出資事業は収益の還元を求めることが困難であり、手法として不相当であると考えられることから廃止する。</p>	<p>産投出資を受けて行う委託研究開発業務は、基盤技術研究促進センターの廃止に伴い、平成13年度に新たに開始するもの。収益の可能性を向上させるため、事業化による利益等からも収益が納付される等の見直しを行ったところであり、廃止すべきではない。（なお、産投出資を受けて行う出資研究開発はない。）</p> <p>研究成果展開事業は、電気通信システムに高度な機能追加等が行われた場合、当該システム構成全体への影響を最小限に止め、効率的に高機能化を図るための研究開発等、要素技術を組み合わせるシステムとして構築していくための技術開発のうち、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なものを行っている。</p> <p>具体的な達成目標を設定するとともに、研究課題の設定、研究実施体制、研究成果について厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分に反映させる。また、研究成果や評価結果を国民にわかりやすく情報提供する。</p> <p>補助金制度は将来の予算規模や執行手続などの面で研究開発の資金としては課題があり、補助金等に置き換える場合には、国として推進すべき研究開発が円滑に行われる形（定額（全額）補助、年度当初からの執行が可能等々）とすることが必要である。</p> <p>研究成果展開事業については、一般会計からの資金で通信・放送機構が自ら又は委託により実施する研究開発であり、収益の還元を目的とした事業ではない。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する通信・放送機構からの出資による研究開発基盤施設整備は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等を除き、廃止する。（産投出資を受けて行う委託研究開発基盤施設整備はない。）</p> <p>実績がない又は少ない事業や政策目標の達成度が低い事業及び出資は、他の支援施策との関係に配慮しつつ廃止の方向で検討を進める。ただし、高度通信施設整備、信頼性向上施設整備、高度有線テレビジョン放送施設整備、高度テレビジョン放送施設整備への債務保証のような今後確実に需要が見込まれるもの、ベンチャー企業向け出資のような実績があり政策目標の達成に寄与しているものは、存続すべきと考えている。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>【衛星管制業務】 民間において実施可能であることから、速やかに廃止し、民間に移管する。</p>	<p>明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>平成13年度末をもって、通信・放送機構における衛星管制業務を廃止する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【保健医療分野基礎的研究開発、研究振興に係る出融資業務】 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>バイオテクノロジー分野における国、独立行政法人、大学研究機関、他の特殊法人等との関係で、業務の統廃合や大括り化等を含め、より効率的・効果的な実施方法とする。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<p>医薬品等の研究開発は、疾病の克服や、活力ある高齢社会の実現など、行政施策と密接又は不可分の関係にあるため、基礎科学一般を取扱う機関ではなく、疾患・医療に特化した機関で実施することが効率的であり、医薬品等の研究振興開発業務は、医薬品の安全性の向上に寄与する業務を幅広く行っている機構の業務とすることが適当である。</p> <p>同上</p> <p>機構においては、国の定める科学技術基本計画等に沿って、画期的医薬品等の開発につながる基礎研究を推進しているところであるが、技術分野、疾患分野の政策目標を実現できるよう、課題の公募、外部専門家による研究課題の採択・設定、中間・事後評価を行っており、国としても、政策目標に向けた指導を的確に行う。</p> <p>現在も外部専門家による評価(事前・中間・事後)を行い、研究費配分へも反映させているところであるが、今後も更に評価を充実させる。 また、研究成果及び評価結果の公表については、研究や特許権等取得に支障がないよう配慮しつつ国民への情報提供をさらに進める。</p> <p>プリオン病や O-157 感染症の発病機構の解明など医薬品等の開発につながる保健医療分野の基礎研究は、民間による投資を期待しにくいのが、その成果は国民の健康の確保に貢献し、医薬品等産業の振興にも寄与する。この分野の基礎研究は政策目標に沿った研究課題の設定、研究費の重点配分を行ってきており、今後とも従来の出資によるような幅広い研究支援が必要不可欠である。研究成果の特許、医薬品等の実用化、疾病の克服度等の費用対効果分析を行うとともに、必要な資金供給のあり方については今後検討する。</p> <p>特許権等の資産価値の適正な評価、論文等の学術的な評価について検討し、研究や特許権の取得に支障がないよう配慮しつつ、国民への情報提供を更に進める。 また、国民医療の水準の向上に対する効果についてもできるだけ具体的に示せるよう検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>研究成果等から生じる収益の還元現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の確保の可能性がある場合等を除き、廃止する。</p> <p>【医薬品調査】 IT技術の活用等により、業務の抜本的効率化を図る。</p>	<p>医薬品の場合は特許等の研究成果が医薬品に結びつくまでには長期間を要するため、短期間の状況でその収益の還元状況を評価することは困難であるが、研究成果については、途中段階でも特許等が取得されれば公表している。なお、取得された特許等は、発表会等実用化に結びつけるため対応を講じており、今後も長期的視野にたって収益改善策を検討する。</p> <p>機構の出資事業は、保健医療の向上に寄与する画期的な医薬品等の開発を目的としており、医薬品等の開発には長期間を要するなど、他法人の事業とは成果が得られるまでの期間や性格が異なる。 また、近年、収益を期待できる成果が出てきたところであり、現時点での出資事業の廃止は適当でない。</p> <p>医薬品調査業務においては、従来からFD申請システム等により業務の効率化・迅速化を図っているところである。今後、さらに、医薬品の承認申請受付から審査、承認に至る一連の審査業務の流れの中でIT化が可能な部分について、例えばオンライン申請を可能にするなどより高度なIT化を図ることとし、具体的な検討を行っている。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【再開発整備事業】 既に事業開始から長期間に渡っていることから、事業の終期目標を明らかにするとともに、終期目標到来後において、なお残事業がある場合には、国の直轄事業への移行又は地方移管を図る。</p> <p>【代替地造成事業】 既に事業開始から長期間に渡っており、事業の必要性も薄れてきていることから、事業の終期を明らかにする。</p> <p>【共同住宅建設事業】 事業の必要性が薄れてきており、採算に問題があることから、廃止する。また、既存の共同住宅について、採算性の現状及び見通しに関し情報公開するとともに、できる限り早期に処分する。</p> <p>【緑地造成事業】 都市計画緑地区域における緑地造成事業について、既に事業開始から長期間に渡っていることから、事業の終期目標を明らかにするとともに、終期目標到来後において、なお残事業がある場合には、国の直轄事業への移行又は地方移管を図る。</p> <p>都市計画緑地区域外における緑地造成事業について、再開発整備事業等の移管等に併せ、国の直轄事業への移行を図る。</p> <p>【移転補償事業及び民家防音事業】 再開発整備事業等の移管等に併せ、国の直轄事業への移行を図る。</p>	<p>【左段の全項目に対する基本的見解】 地域と空港の共生は空港運営上不可欠であり、大阪、福岡における航空機騒音訴訟及び調停で空港周辺環境対策に係る国の責任が明確に位置付けられていることから、各事業は障害の原因たる空港の設置・管理主体である国の責任ある主導の下に国と地方公共団体が責任を分担して設立・運営する主体（空港周辺整備機構）が推進することが必要。</p> <p>再開発整備事業は、中期計画を定め、事業の進捗を図る。なお、航空機騒音が地域住民の生活に与える障害の防止及び軽減を図るという事業の性格上、騒音が発生している限り地域住民の生活環境の改善に責任を持つべきであり、終期目標の設定は困難である。また、訴訟及び調停で位置付けられた国の責任の放棄になるため、地方移管は不可能。</p> <p>代替地造成事業は、移転補償を促進するための手段であること及び調停条項に盛り込まれていることから、航空機騒音が発生している限り国が責任を持つべき事業であって、終期の設定は困難であり、慎重な対処が必要と認識。</p> <p>指摘を踏まえ、共同住宅建設事業は新規事業を廃止。既存住宅は、移転補償事業の進捗状況を勘案しながら、できる限り早期に処分を行う。</p> <p>都市計画緑地区域の緑地造成事業は、中期計画を定め、事業の進捗を図る。なお、航空機騒音が地域住民の生活に与える障害の防止及び軽減を図るという事業の性格上、騒音が発生している限り地域住民の生活環境の改善に責任を持つべきであり、終期目標の設定は困難である。また、訴訟及び調停で位置付けられた国の責任の放棄になるため、地方移管は不可能。</p> <p>都市計画緑地区域外の緑地造成事業は、同様に空港周辺の面的整備に有効な事業である再開発整備事業等と調整しつつ事業の進捗を図る必要があり、再開発整備事業等の実施主体が併せて実施することが適当。</p> <p>移転補償事業及び民家防音事業は、騒音影響を軽減するための補償的事業であるが、移転跡地の有効活用を図るための再開発整備事業や緑地造成事業等と密接に関連しており、これら再開発整備事業等の実施主体が併せて実施することが適当。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【中心市街地法等に基づく出資・債務保証】 ベンチャー出資以外 民活法以外の事業については政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。民活法事業についても、事業対象を縮小した上、専門的・効率的な実施の観点から、類似の法人の行う事業に統合する。</p> <p>ベンチャー出資 政策投資銀行、中小企業総合事業団との間で事業が重複していること並びに専門的・効率的な実施及び利用者利便の観点から、事業を統合する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>(情報収集・提供等) 出資・債務保証事業と一体的に行われているものであり、当該事業と同様の扱いとする。</p> <p>【技術移転機関(TLO)に対する助成金等】 国直轄化又は他の法人の事業に統合するとともに、TLOの負担率を嵩上げる。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p>	<p>各事業の政策的必要性について精査し、見直しを検討する。また、事業の存続が必要と判断される事業については、これらの事業の大部分が法令に基づき平成17年度迄に集中的に実施することとされていることから、政策実施省庁と緊密な連携のもと、基金の専門的知見を活用しつつ、実施することが機動的かつ効率的である。</p> <p>基金が実施するベンチャー出資は、自律的なベンチャー企業支援システムの構築のため、民間資金の呼び水として、出資先ファンドを通じて、短期的に株式公開を志向するベンチャー企業に対するものを主眼としており、他の2法人とは対象を異にしている。なお、基金は、ベンチャー企業に対するリスクマネー供給のノウハウ・実績と、政策資源を短期集中的に投入できる仕組みを有しており、本事業を効果的に実施している。</p> <p>ご指摘を踏まえ検討。</p> <p>情報収集・提供・広報・普及啓発事業は、出資・債務保証事業と一体的に行われているものであり、当該事業と同様の扱いとしたい。</p> <p>当事業の効率的な実施という政策効果を考慮しつつ、助成金の交付手法について検討してまいりたい。また、設立後間がなく財務上の基盤が脆弱な各TLOの技術移転事業を早期に軌道に乗せるためには、各TLOの立ち上がり時期に限り現状どおり助成を行うことが必要と考える。</p> <p>明確な政策目標及び終期時期については、これまでも設定してきたところであるが、ご指摘を踏まえ検討。</p> <p>ご指摘を踏まえ検討。</p> <p>助成対象となるTLOの承認については、大学等技術移転促進法に基づき、文部科学省及び当省で審査を行ない、承認の都度、報道発表等により、公表しているところであるが、ご指摘を踏まえ検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(情報収集・提供等) 助成事業と一体的に行われているものであり、当該事業と同様の扱いとする。</p> <p>【利子補給】 実績が少なく、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<p>助成金交付、利子補給事業と一体的に行われているものであり、これらの事業と同様に基金で実施することが必要不可欠である。</p> <p>利子補給事業については、事業者の資金調達負担を軽減し、プロジェクトの円滑な遂行を図る観点から、政策的必要性は存在するものと認識。但し、より実効性が上がるような見直しを図ってまいりたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【民間研究促進業務】 出資 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等を除き、廃止する。</p> <p>融資 近年実績が乏しく、執行体制も乏しいことから、廃止する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する事業について適用する。) 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p>	<p>機構の役割は、「健康で豊かな食生活の確保」を目的に、各研究機関の力を合わせて実用化につながる研究を促進することにある。これまでも、複数の民間研究機関、大学等による研究開発をコーディネートすることによって優れた成果を挙げてきた(成果の例：優良果実の生産に資する非破壊成分分析システムの開発)。 このように、機構の行う研究開発は、農林水産行政分野の重要な課題であり、効率的、効果的な研究推進を行うためには、その知識と能力を有し、行政と密接な連携の下にある機構が行うことが最も適当である。</p> <p>民間活力を活用した研究開発が農林水産分野において果たす役割は大きい。機構の業務の実施に当たっては、収益性の観点に加えて、民間活力をより効果的に活用するという観点が重要である。このため、現行の出資事業について、抜本的な見直しを含めた検討を行う。</p> <p>機構の融資事業は、民間研究の促進に大きな役割を果たしてきており、事業に必要な知見(技術的可能性の審査能力等)を豊富に蓄積している機構が行うことが適当である。</p> <p>外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において、費用対効果分析の充実に努める。</p> <p>農林水産研究開発については、重点課題等について、「農林水産研究・技術開発戦略」を策定し、機構の業務についても、これに即して対応している。</p> <p>研究課題の決定等に当たっては、外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において、事前評価、中間評価、終了時評価を実施し、予算配分等に反映している。今後、計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>研究成果については、ホームページへの掲載等を実施してきたところであるが、今後、計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に即した貸借対照表、損益計算書等を9月公表に向け作業中であり、この中で適切に対応する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>【基礎的研究業務】 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【農業機械化業務】 費用対効果分析を可能な限り実施し、真に必要なものに限定した上で、他の研究機関が行う事業へ統合する。</p>	<p>「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に即した貸借対照表、損益計算書等を9月公表に向け作業中であり、この中で適切に対応する。</p> <p>機構の役割は、「健康で豊かな食生活の確保」を目的に、各研究機関の力を合わせて実用化につながる研究を促進することにある。これまでも、複数の民間研究機関、大学等による研究開発をコーディネートすることによって優れた成果を挙げてきた(成果の例：かんきつ類のガン予防効果の解明)。 このように、機構の行う研究開発は、農林水産行政分野の重要な課題であり、効率的、効果的な研究推進を行うためには、その知識と能力を有し、行政と密接な連携の下にある機構が行うことが最も適当である。</p> <p>本業務においては、農林水産業・食品産業の様々な場面で利用可能な成果など、費用対効果の高い後世代に広く利益をもたらす知的資産を形成してきたところである。補助金等への置き換えについては、機動的かつ柔軟な執行が可能かどうかを含め検討を進める。</p> <p>研究成果については、ホームページへの掲載等を実施してきたところであるが、今後、計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>農林水産研究開発については、重点課題等について、「農林水産研究・技術開発戦略」を策定し、機構の業務についても、これに即して対応している。</p> <p>研究課題の決定等に当たっては、外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において、事前評価、中間評価、終了時評価を実施し、予算配分等に反映している。今後、計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>機構で実施している事業は、農政の諸課題に対応した民間での対応が困難な農業機械の研究開発であり、他の研究機関で本事業と統合できるような研究開発は実施されていない。なお、これまでも費用対効果の高い成果を上げており、今後とも費用対効果分析の実施により効果的、重点的に研究開発を実施することとする。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>【検査検定業務】 法により義務づけられた検査でないため廃止し、民間法人において実施する。</p> <p>事業の効率化を行う。</p>	<p>農業機械開発改良に関して、「農業機械開発改良・技術開発戦略」、農業機械化促進法に基づく「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(農水省告示)において、具体的な開発目標等を規定しているところであるが、これらの目標等を踏まえつつ、業務運営の更なる効率化に努める。</p> <p>引き続き外部評価を実施するとともに、今後とも、研究成果等について、より一層分かりやすく国民への情報提供を行うため、計量的手法を含めた具体的手法の検討を行う。</p> <p>研究成果については、ホームページへの掲載等を実施してきたところであるが、今後、計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>農業機械は足回りの悪い水田等において老若男女幅広い者が使用するものであり、毎年農業機械作業中の事故に関連して300人も死亡している現状を踏まえると、農作業安全に関する普及・啓発を推進することと併せ、一定の安全性、性能等を兼ね備えた機械を供給するための型式検査を行うことが必要である。なお、検査には、技術的な蓄積と特殊な機械・施設を必要とするが、民間にこのような条件を満たす者はいない。</p> <p>検査項目、提出書類の削減等の事業の効率化を進めてきたところであり、引き続きメーカー、ユーザーの要望を聞きつつ一層の効率化を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【農林漁業経営に必要な資金に係る保証保険、債務保証事業等】 農業信用保険 農業関係資金について、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる。</p> <p>林業信用保証・漁業信用保険 林業については損益が赤字基調となっており、漁業については多額の繰越欠損金が存在することから、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>農業関係の保証保険については、その採算状況等を踏まえて収支の改善策を講じる。</p> <p>林業及び漁業関係の保証保険については、その採算状況等を踏まえて収支の改善策を講じる。</p> <p>政策金融の評価手法を検討するとともに、評価結果を適切に運営に反映させる仕組みを検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【関係者の労苦に関する調査研究】 【平和祈念事業特別基金事業】 事業量の減少に応じ、順次、業務実施体制を縮小していく。</p>	<p>個別慰藉事業についてはまだ未申請の対象者が相当残っているものの、ピークを超えつつあると見込まれるが、一般慰藉事業については戦争体験の風化防止等の観点からもより一層積極的に取り組むことが肝要となる。今後とも、個別・一般両慰藉事業の業務量を勘案しつつ、基金事業の効率的・効果的な推進に一層努めてまいりたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>商工会議所間の合併等、組織の効率化を推進する。</p> <p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<p>商工会議所は、商工会議所法により原則として1市1商工会議所で組織され、自治体と密接に連携して事業を実施。従って、その組織論は、自治体行政のあり方、市町村合併の動き等の中で論じられるべき。</p> <p>商工会議所と商工会は、活動地域の重複は法律上許容されておらず、それぞれの地区において小規模事業者に対する経営改善普及事業等を実施。日本商工会議所はこの商工会議所に対する指導等を実施する全国組織であり、商工会の指導を行う全国商工会連合会とは、事業は明確に整理。また、商工会議所は地域の事業者との密接な接点、経営指導員等の人的資源等を十分に有し、地方公共団体による十分きめ細かな実施が困難な事業を中心に地域の事業者に着目した支援を実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等、組織の効率化を推進する。</p> <p>施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>経常的経費に係る国庫補助を廃止する。</p>	<p>農業委員会の組織の効率化については、市町村における行政委員会の自主的組織権を尊重しつつ、広域連携や設置の見直しの推進等を図る。</p> <p>国等の施策に係る全国農業会議所の役割を一層明確化する。</p> <p>該当補助金については廃止の方向で対応する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>系統組織の合併の推進等、組織の効率化を推進する。</p> <p>施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<p>系統組織の効率化については、引き続き推進していく。</p> <p>国等の施策に係る全国農業協同組合中央会の役割を一層明確化する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<p>全国中小企業団体中央会は、全国規模の組合や都道府県中央会に対して指導・助言等を行っており、全国商工会連合会や日本商工会議所とは明確に業務が区分されている。なお、都道府県は組合の設立認可及び監督、都道府県中央会は組合の事業実施等に当たっての指導・助言等を行うと中小企業等協同組合法において明確に整理されている。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>商工会間の合併等、組織の効率化を推進する。</p> <p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<p>前通常国会において商工会法の改正を行い、商工会の合併を円滑化するための環境整備を実施。引き続き、合併による規模の拡大等を通じ、商工会の事業の効率的・効果的な実施が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>商工会と商工会議所は、活動地区の重複は法律上許容されておらず、それぞれの地区において、小規模事業者に対する経営改善普及事業等を実施。全国商工会連合会は、この商工会に対する指導等を実施する全国組織であり、商工会議所の指導を行う日本商工会議所とは、事業は明確に整理。また、商工会は地域の事業者との密接な接点、経営指導員等の人的資源等を十分に有し、地方公共団体による十分きめ細かな実施が困難な事業を中心に地域の事業者に着目した支援を実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【弁理士の指導等】 業務、財務等に関する一層の情報公開の推進を検討する。</p>	<p>業務、財務等に関する一層の情報公開の推進を検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【司法書士の指導等】 ホームページへの掲載等を含め、業務、財務等に関する情報公開を行う。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<p>規制改革推進3か年計画において、「業務及び財務等に関する情報を公開していない資格者団体について、それらの情報を公開するよう要請する。」旨閣議決定されたのを受けて、既に連合会に対し要請を行ったところであり、平成13年度中に所要の措置が行われる予定である。</p> <p>上記計画において、「報酬規定を会則記載事項から削除する。」、「広告規制が見直されるよう必要な措置を講じる。」旨閣議決定されているが、広告規制の見直しについては、現在、各司法書士会において会則の変更作業を行っているところであり、報酬規定については、現在、司法書士法の改正に向けての準備作業中である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【土地家屋調査士の指導等】 ホームページへの掲載等を含め、業務、財務等に関する情報公開を行う。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<p>規制改革推進3か年計画において、「業務及び財務等に関する情報を公開していない資格者団体について、それらの情報を公開するよう要請する。」旨閣議決定されたのを受けて、既に連合会に対し要請を行ったところであり、平成13年度中に所要の措置が行われる予定である。</p> <p>上記計画において、「報酬規定を会則記載事項から削除する。」、「広告規制が見直されるよう必要な措置を講じる。」旨閣議決定されているが、広告規制の見直しについては、現在、各土地家屋調査士会において会則の変更作業を行っているところであり、報酬規定については、現在、土地家屋調査士法の改正に向けての準備作業中である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>業務、財務等に関して、ホームページの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<p>日本行政書士会連合会の業務、財務に関する情報については、日本行政書士会連合会発行の広報誌等を通じて公開されているところであるが、さらに情報公開が推進されるよう指導してまいりたい。</p> <p>報酬規定については、日本行政書士会連合会の会則記載事項からすでに削除されており、広告規制についても、会則等での規制は行っていない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【税理士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止する。</p>	<p>業務、財務等に関する情報については、従来から機関紙である「税理士界」に掲載するとともに、業務に関する情報の要旨をホームページに掲載しているなど、情報公開の推進に対し積極的に取り組んでいる。更に、平成 12 年度決算からは、貸借対照表及び収支計算書の官報公告を実施することとしている。</p> <p>本年 5 月 25 日に成立した改正税理士法において、報酬の最高限度額に関する規定が会則の絶対的記載事項から削除されたこと等から、報酬規定を会則等から削除することとし、現在、会則等の見直しを検討中である。また、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は廃止することとし、現在、会則等の見直しを検討中である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【公認会計士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止する。</p>	<p>決算書類については、その要旨を官報に公告しているほか、業務に関する情報についても、ホームページへの掲載や事務所への備え付け等情報公開に努めてきているところである。今後、財務情報のホームページへの掲載等より一層の情報公開を推進する。</p> <p>いずれも、公正有効な競争の確保等の観点から、公認会計士制度全体の見直しの中で検討を進めていく必要がある。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>業務、財務等に関して、ホームページの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<p>事業計画、事業報告、予算、決算(財務諸表)を、連合会の機関誌である「月刊社会保険労務士」に掲載するとともに、連合会事務所に備え付け、既に公開しているところであり、今後とも、連合会ホームページへの掲載により情報公開を一層推進する。</p> <p>規制改革推進3か年計画に基づき、報酬規定を会則記載事項から削除すること、倫理規程による広告規制が見直されるよう必要な措置を講ずることについて結論を得るべく検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【宿泊施設等】 施設の運営その他の福祉事業については、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下したもの、著しい不採算に陥っているものは、整理する。</p>	<p>これまでも組合員のニーズや事業の意義が低下しているもの等については、廃止・縮小化等をしてきており、今後ともこれを進めていく。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【国家公務員の年金積立金の運用、年金の給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設等】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設については、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <p>事業実績が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業、保健事業、物資事業は廃止する。</p> <p>【全体】 業務の見直しと並行して、効率化の観点から、組織の見直しを行う。</p> <p>第三者による評価制度を導入する。</p>	<p>年金積立金の運用体制については、運用専担部（資産運用部）を設置する等これまでも充実してきたところであり、今後とも、金融情勢等運用環境の変化に対応できるよう、運用体制の充実を図っていく。</p> <p>これまでも組合員のニーズや事業の意義が低下しているもの等については、廃止・縮小化等をしてきており、今後ともこれを進めていく。また、組合員のニーズを踏まえつつ、連合会が事業を行う意義、事業収入以外の財源の必要性等について検討を行う。</p> <p>これまでも組合員のニーズや事業の意義が低下しているもの等については、施設の廃止、事業の見直しを図っているところである。今後とも、組合員のニーズを踏まえたくうえで、廃止も含め、事業の整理を行う。</p> <p>今後とも、業務の見直しに併せた組織の見直しを図っていく。</p> <p>これまで連合会の業務については、組合員等で構成する運営審議会にて調査審議を行ってきた。今後は、これに加えて、事業ごとあるいは事業全体に対しての第三者による評価制度の導入を検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<p>運用体制については、なお一層、その整備・強化に努めていきたい。</p> <p>施設の運営については、事業の合理化、効率化等をさらに一層推進するとともに、経営が困難な施設については、その存廃も含め抜本的な経営改善対策を検討していきたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<p>運用体制については、なお一層、その整備・強化に努めていきたい。</p> <p>施設の運営については、事業の合理化、効率化等をさらに一層推進するとともに、経営が困難な施設については、その存廃も含め抜本的な経営改善対策を検討していきたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<p>運用体制については、なお一層、その整備・強化に努力。</p> <p>施設の運営については、事業の合理化・効率化等をさらに一層推進。経営が困難な施設については、存廃も含め抜本的な経営改善対策を検討するよう指導。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地方公務員の年金積立金の運用】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p>	<p>運用体制については、なお一層、その整備・強化に努めていきたい。</p>